

令和5年度(2023年度)介護サービス事業者等 (施設系)に対する集団指導

【対象サービス】

- 指定介護老人福祉施設/指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(特別養護老人ホーム/地域密着型特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護
- 指定(介護予防)短期入所生活介護
- 指定(介護予防)短期入所療養介護
- 養護老人ホーム
- 有料老人ホーム
(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)



※**養護老人ホーム及び有料老人ホームを除く施設等**については、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含む。)を受けた**指定介護機関としても集団指導の対象**です。

令和4年度(2022年度)集団指導のアンケート結果から

【事業所からの要望】

『加算内容や法令等の改正内容について解説してほしい。』

⇒第2章で次のことについて解説します。

- ✓ 注意いただきたい加算（指摘事例の解説内で）
- ✓ 令和6年度(2024年度)から義務化される事項

ア. 業務継続計画(BCP)の策定

エ. 認知症に係る基礎的な研修

イ. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

オ. 栄養管理

ウ. 虐待の防止

カ. 口腔衛生の管理

第2章で解説します。



目次

➤ 第1章.

実地検査と監査について

➤ 第2章.

介護サービス事業等に関する検査結果等について

➤ 第3章.

指定介護機関に関する検査結果等について

3つの章に分けて
説明します。



第1章. 実地検査と監査について

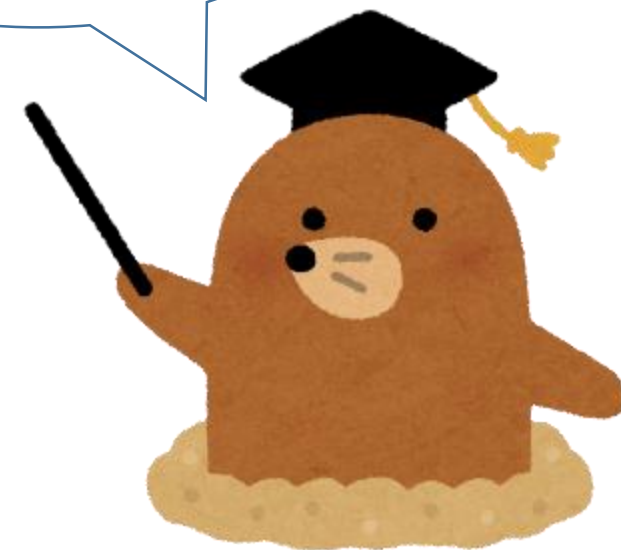
よろしく
お願い
いたします。



【内 容】

- 1-1 基本方針
- 1-2 実地検査・監査の流れ
- 1-3 実地検査の重点項目
- 1-4 監査の重点項目
- 1-5 八王子市における行政処分事例
- 1-6 業務管理体制整備に関すること

次の順で説明して
いきます。



1-1. 基本方針①

【実地検査】

各法令等に基づき、以下の3点に主眼を置いて定期的に実施します。

- ① 指定基準等が遵守されているか
- ② サービスの質が確保されているか
- ③ 保険給付の請求等が適正になされているか

年度ごとに、
検査の対象を
八王子市が
選定します。

指摘があった場合は、速やかに改善をお願いします。



1-1. 基本方針②

【監査】

◆以下の状況が疑われる場合に実施します。

- ①重大な法令・指定基準等の違反 ②不適切な運営及びサービスの提供
③介護報酬の不正請求 ④不正の手段による指定等 ⑤高齢者虐待等

◆目的

- ①介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持
②利用者保護

日ごろから
適正な運営
をお願いします。



1-1. 基本方針③

【関係法令等】

- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）
附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- 本市条例及びその他の法令等の規定

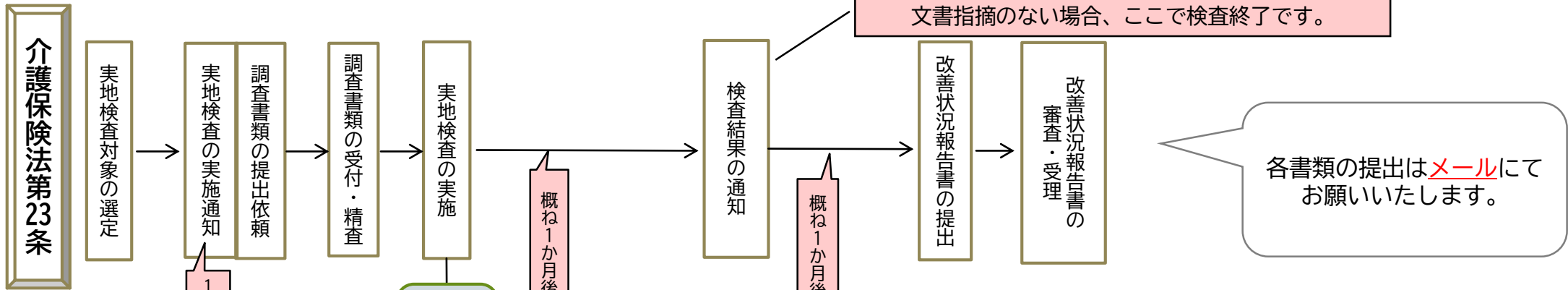
※詳しくは本集団指導公開ページにある、別紙「令和5年度(2023年度)八王子市老人福祉施設等及び介護サービス事業者等実地検査等実施方針」を参照ください。

【場所】

[市ホームページ](#)>[くらしの情報](#)>[高齢・介護・障害・生活福祉](#)>[社会福祉法人の認可等](#)・[社会福祉施設等の指導監査](#)>[介護サービス事業者等の指導監査](#)>[集団指導（施設系）](#)

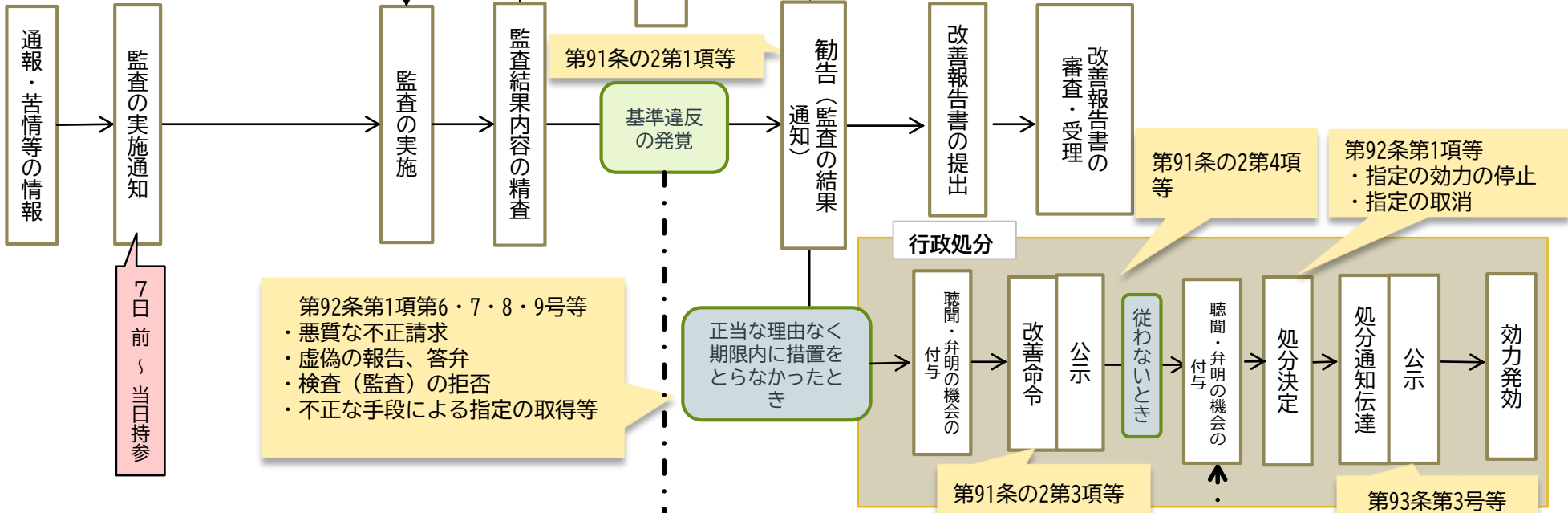
1-2. 実地検査・監査の流れ

実地検査



監査

介護保険法第90条等

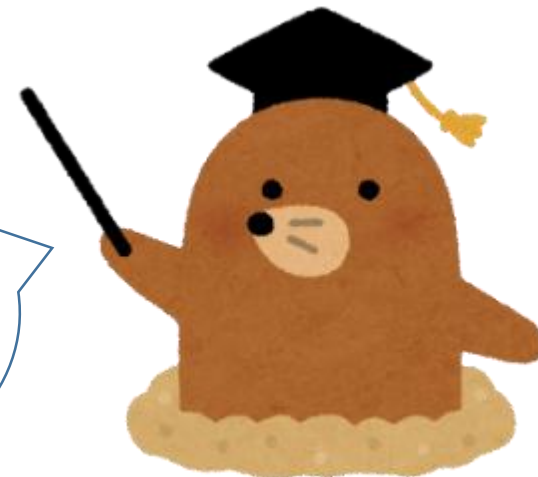


1-3. 実地検査の重点項目①

(1) 人員に関する基準

- ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ウ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により実施されていないか。

これらを
重点的に
確認します。



1-3. 実地検査の重点項目②

(2) 設備及び運営に関する基準

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用及び管理しているか。
- イ 居宅サービス計画、個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則して処理されているか。
- ウ 利用申込者又はその家族に対し、サービス内容についての説明と同意は適切に行われているか。
- エ 高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害の防止に向けた取組が行われているか。



1-3. 実地検査の重点項目②

(2) 設備及び運営に関する基準

- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒があった場合に適切な対応が行われているか。
- カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策をとっているか。
- キ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。
- ク 日常生活に要する費用等の取扱いが適切に行われているか。

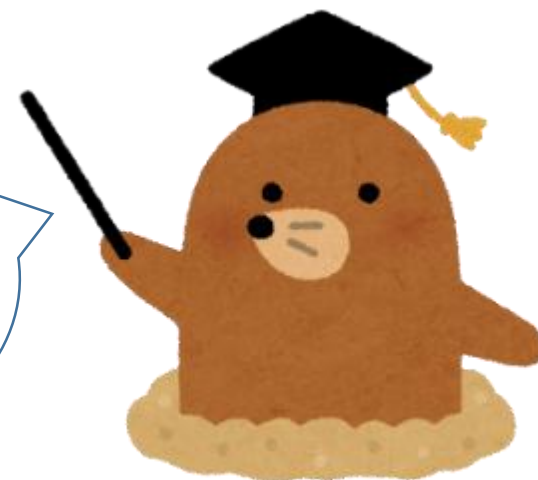


1-3. 実地検査の重点項目③

(3) 介護報酬の算定及び取扱い

介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われているか。

これを
重点的に
確認します。



《参考》

○具体的な検査項目について

実地検査で確認する検査項目(指導事項票)を以下の場所に公開しております。

表題	リンク
指導監査とは	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p021594.html

自主点検等にご活用ください。



1-4. 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下、サービス提供が行われていないか。
- (4) 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- (5) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告又は答弁を行っていないか。
- (6) 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。



1-5. 八王子市における行政処分事例①

1 平成28年（2016年）6月9日付け 指定取消

(1) 対象事業所、 処分理由	【（介護予防）訪問看護】 …虚偽報告、不正な手段による指定
(2) 返還額	1,207,339円（八王子市分のみ、加算額含む）

虚偽報告は
処分が重く
なりますので
ご注意ください。

2 平成28年（2016年）11月13日付け 指定取消

(1) 対象事業所、 処分理由	【（介護予防）訪問介護、第一号訪問事業】 …人員基準違反、不正請求、虚偽報告、不正な手段による指定、 不正不当行為、法令違反
(2) 返還額	45,769,645円（八王子市分のみ、加算額含む）



1-5. 八王子市における行政処分事例②

3 平成30年（2018年）3月15日付け 全事業所指定取消

<p>(1) 対象事業所、 処分理由</p>	<p>ア 【（介護予防）訪問介護、第一号訪問事業】 …不正な手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、 法令違反</p> <p>イ 【地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業】 …不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反</p> <p>ウ 【居宅介護支援】 …不正不当行為、不正請求、虚偽答弁</p>
<p>(2) 返還額</p>	<p>25,075,870円（八王子市分のみ、加算額含む）</p>

併設している
同一法人の
事業所全てが
監査対象に
なることも
あります。

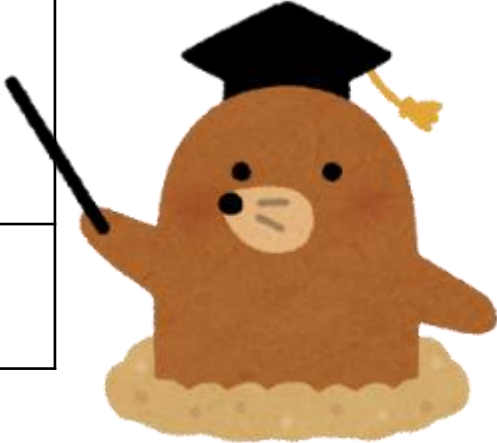


1-5. 八王子市における行政処分事例③

4 令和2年（2020年）1月14日付け **全事業所指定取消**

<p>(1) 対象事業所、 処分理由</p>	<p>ア 【訪問介護、第一号訪問事業】 …不正請求、虚偽報告、法令違反</p> <p>イ 【（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売】 …不正な手段による指定</p> <p>ウ 【居宅介護支援】 …職務遂行義務違反、不正請求、虚偽報告</p>
<p>(2) 返還額</p>	<p>21,124,200円（八王子市分のみ、加算額含む）</p>

不正に請求
していた介護
報酬の額に
40%を乗じた額
を加えて返還を
求めることが
あります。



1-6. 業務管理体制整備に関すること①

➤ 業務管理体制整備の内容

	事業所数 ※1		
	20未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守マニュアルの整備	×	○	○
法令遵守に係る監査 ※2	×	×	○

※1 事業所数は指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
(健康保険法の指定によるみなし事業所を除く。)

※2 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査の
どちらかによる。

1-6. 業務管理体制整備に関すること②

➤ 業務管理体制の整備に関する届出先

区分	届出先
指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在の都道府県
全ての指定事業所又は施設が東京都内のみ	東京都
全ての指定事業所又は施設が八王子市内のみ に所在する事業者	八王子市

以上で
第1章を終了
します。



第2章.

介護サービス事業等に関する検査結果等について

【内容】

- 2-1 凡例（第2章で使用するサービス名の略称表記について）
- 2-2 検査結果等について
 - ①令和4年度(2022年度)の検査結果の概要
(対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))
 - ②令和4年度(2022年度)の指摘事例について(注意いただきたい加算含む)
- 2-3 令和6年度(2024年度)から義務化される事項

※ 後に解説する指導内容の根拠となる法令等の条項については、別途[集団指導公開ページ](#)に資料として掲載しておりますので、参考にしてください。



2-1. 凡例（サービス名称の略称）

略称	サービス名称
【介福】 / 【特養】	介護老人福祉施設 / 特別養護老人ホーム
【地密介福】 / 【地密特養】	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/ 地域密着型特別養護老人ホーム
【老健】	介護老人保健施設
【医療院】	介護医療院
【GH】	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
【特定施設】	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
【ショート】	(介護予防) 短期入所生活介護
【ショート療養】	(介護予防) 短期入所療養介護
【養護】	養護老人ホーム
【有料】	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)

2-2-① 令和4年度(2022年度)の検査結果の概要 (対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

令和4年度

		介福 特養	地密介福 地密特養	老健	医療院	GH	特定施設	ショート	ショート 療養	養護	有料
対象数		25	3	8	3	50	47	60	24	5	46
実地検査数		1	0	0	0	10	11	4	0	0	9
指摘事業所数 (割合)	文書指摘 (割合)	<u>1</u> (100%)	0	0	0	3 (30%)	<u>11</u> (100%)	0	0	0	0
	口頭指導 (割合)	<u>1</u> (100%)	0	0	0	6 (60%)	9 (81.8%)	<u>4</u> (100%)	0	0	2 (22.2%)

以上の対象数等は、介護予防も含んだものです。

また、指定介護機関に対しての実地検査は、各サービスごとに生活保護利用者のいる場合に実施しましたが、指摘事例はありませんでした。

2-2-② 令和4年度の指摘事例について (注意いただきたい加算含む)

- ア 内容及び手続の説明及び同意（重要事項説明書）について
- イ 勤務体制の確保等について
- ウ 事故発生時の対応について
- エ 秘密保持等について
- オ 特定施設サービス計画における文書による利用者の同意について
- カ 被保険者証への記載について（サービスの提供の記録について）
- キ 個別機能訓練加算について
- ク 看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）について

②ーア 内容及び手続の説明及び同意（重要事項説明書）

について

【対象サービス：介福、地密介福、老健、医療院、GH、ショート、ショート療養】

【確認事項】

- 重要事項説明書の内容は適切か。
- 運営規程との相違はないか。

老健、医療院については、
「第三者評価の実績状況の記載」
については不要です。

【注意】

利用料金に関する記載の不備については、
運営規程においても確認されましたので、
併せてご確認願います。

【指摘内容】

- ✓重要事項説明書の内容に不備がある。
 - 第三者評価の実施状況の記載がない
 - 実施の有無
 - 実施した直近の年月日
 - 実施した評価機関の名称
 - 評価結果の開示状況
 - 事故発生時の対応（記録、賠償）がない
 - 苦情処理の体制及び手順がない
 - 利用料金に2割または3割負担の記載がない
など

②ーイ 勤務体制の確保等について

【全サービス共通】

【確認事項】

- 月ごとの勤務表を作成しているか。 ※
 - 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、サービスごとに必要な職員の配置、管理者（施設長）との兼務関係等を明確にしているか。
- 雇用契約等を締結しているか。
- 資質向上のための研修等の機会を確保しているか。

※【有料】については、介護サービスその他の業務を兼ねる場合に作成が求められる。

【指摘内容】

- ✓ 月ごとの勤務表に、常勤・非常勤の別、各職員の配置、兼務関係等が明確になっていない。
- ✓ 月ごとの勤務表に、日々の勤務時間が明確になっていない。
- ✓ 研修の機会を確保していない。

②ーウ 事故発生時の対応について

【全サービス共通】

【確認事項】

- ❑ 事故が発生した場合の対応方法を定めているか。
- ❑ 事故が発生した場合は、区市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行っているか。
- ❑ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。
- ❑ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しているか。
- ❑ 再発防止のための取組を行っているか。

【指摘内容】

- ✓ 市に対して事故報告をしていない。

事故報告の詳細については、
「**事故発生時の報告について**」を視聴してください。

画びょう、マグネットの誤食・誤飲防止のため、
掲示物等での使用は控えて
いただくのが望ましいです

②-Ⅰ 秘密保持等について【全サービス共通】

【確認事項】

- 従業者（従業者であった者を含む。）が、利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。
- 個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ているか。（家族がいる場合は家族代表の同意も。）

【指摘内容】

- ✓ 従業者の秘密保持について、誓約書等の必要な措置を講じていない。
- ✓ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意を文書により得ていない。

【注意】

家族代表の同意を代理人欄で得ているケースがありますが、この場合、あくまで利用者の家族が利用者本人に代わって利用者本人の個人情報を使用することについて同意をしていることになり、家族の個人情報を使用することに関する家族からの同意はないとみなされるおそれがあります。

そのため、**家族の個人情報を使用することについての同意は、代理人欄ではなく、家族代表欄にてもらうようにしてください。**

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

【代理人又は代筆者】

住所 _____

氏名 _____

【家族代表】

住所 _____

氏名 _____

②-オ 特定施設サービス計画における文書による 利用者の同意について 【対象サービス：特定施設】

【確認事項】

- ① 計画作成担当者が作成しているか。
- ② アセスメントを実施しているか。
- ③ アセスメントに基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及び目標の達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点（予防のみ「サービスの提供を行う期間」）等を盛り込んでいるか。
- ④ 内容について説明し、文書により利用者の同意を得て、交付しているか。
- ⑤ 計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行うとともに（予防に限っては、サービスの提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回は行っているか。）解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて変更しているか。

【指摘内容】

- ✓ 文書により利用者の同意を得ていない。

②ーカ 被保険者証への記載について (サービスの提供の記録について)

【対象サービス：介福、地密介福、老健、医療院、GH、特定施設】

【確認事項】

- 入退所に際し、入退所の年月日並びに入所している施設の種類及び名称を利用者の被保険者証に記載しているか。

【指摘内容】

- ✓ 被保険者証に、入所の年月日並びに入所している施設の種類及び名称を記載していない。
- ✓ また、退所に際して、退所の年月日を被保険者証に記載していない。

②ーキ 個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)について 1/2 【対象サービス：介福、地密介福、特定施設】

【(Ⅰ)に関する確認事項】

- ① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師）を1名以上置いているか。（※入所が100人超の場合、常勤換算で入所者の数を100で除した数以上配置。）
- ② 従業者が共同して、利用者ごとに目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成しているか。
- ③ 開始時及び3月ごとに1回以上、利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し記録しているか。
- ④ 訓練の効果、実施時間、実施方法等に対する評価を行っているか。
- ⑤ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者ごとに保管され、当該事業所の個別機能訓練の従業者により閲覧が可能か。

②ーキ 個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）について 2/2

【対象サービス：介福、地密介福、特定施設】

【（Ⅱ）に関する確認事項】

個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他必要な情報を活用しているか。当該情報の提出については「科学的介護情報システム（LIFE）」を用いて行うこと。

【指摘内容】

- ✓ 個別機能訓練計画における目標が不明確。
- ✓ （Ⅱ）に関する要件を満たしていない。

②ーク 看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)について 1/4

【対象サービス：特定施設】

【確認事項】(1) 看取り介護加算(Ⅰ)

- ①看取りに関する指針を定め、入居の際に利用者等に説明し、同意を得ているか。
- ②医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種（以下「医師等」という。）の者による協議の上、看取り等の実績を踏まえ、適宜、看取りに関する指針を見直しているか。また、指針の内容は適切か。
- ③看取りに関する職員研修を行っているか。
- ④医師が回復の見込みがないと診断した者であるか。
- ⑤医師等が共同し介護計画を作成し、その内容に応じた適当な医師等が利用者等に説明し、その同意を得ているか。
- ⑥看取り介護の実施にあたって、必要な事項を記録し、医師等により適切な情報共有に努めているか。

②ーク 看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)について 2/4

【対象サービス：特定施設】

【確認事項】(1) 看取り介護加算(Ⅰ) つづき

- ⑦指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時医師等の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行う介護について説明をし、同意を得て介護をしているか。(口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記録するとともに、同意を得た旨を記録しているか。)
- ⑧看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施にあたっては厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にし、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人等と必要な情報共有に努めているか。
- ⑨死亡日を含めて45日を上限としているか。

②ーク 看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)について 3/4

【対象サービス：特定施設】

【確認事項】

(2)看取り介護加算（Ⅱ）

①（Ⅰ）の要件を満たしているか。

②当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であるか。

【介福】 【地密介福】
「看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)」の確認事項要件は異なります。

【指摘内容】

✓（Ⅱ）を算定するにあたり、夜勤又は宿直を行う看護職員を1以上配置していなかった。

②ーク 看取り介護加算(I)(II)について 4/4

【対象サービス：特定施設】

介護報酬における区分単位（1日につき）

看取り介護加算（I）

死亡日以前31日以上45日以下	→	72単位
死亡日以前4日以上30日以下	→	144単位
死亡日の前日及び前々日	→	680単位
死亡日	→	1,280単位

【注意事項】

- ✓ 退居した日の翌日から死亡日までの間は算定できない。
- ✓ 夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定できない。

看取り介護加算（II）

死亡日以前31日以上45日以下	→	572単位
死亡日以前4日以上30日以下	→	644単位
死亡日の前日及び前々日	→	1,180単位
死亡日	→	1,780単位

【注意事項】

- ✓ 退居した日の翌日から死亡日までの間は算定できない。
- ✓ 看取り介護加算（I）を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定できない。

【介福】 【地密介福】 においては単位数が異なります。

2-3. 令和6年度から義務化される事項

ア. 業務継続計画(BCP)の策定

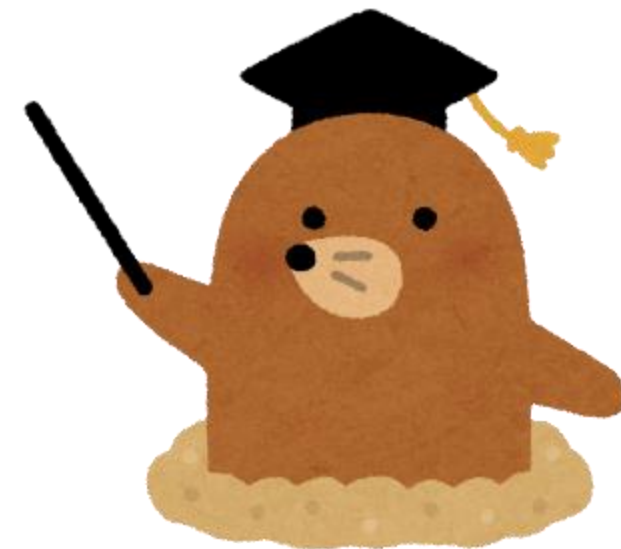
イ. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

ウ. 虐待の防止

エ. 認知症に係る基礎的な研修

オ. 栄養管理

カ. 口腔衛生の管理



2-3-ア 業務継続計画（BCP）の策定 【全サービス共通】 1/5

業務継続計画(Business Continuity Plan)とは・・・

自然災害、感染症等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画のこと。

【令和6年4月1日から義務化される事項】

1. 業務継続計画(BCP)の策定

2. 定期的な研修及び訓練の実施

3. 定期的なBCPの見直し



なぜ、BCPの策定が必要なの？

⇒ 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、大規模災害や感染症の大流行に対し、介護施設・事業所において、適切な対応を行い、**利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要だからです。**

2-3-ア 業務継続計画（BCP）の策定

【全サービス共通】 2/5

1. 業務継続計画（BCP）の策定

	主なポイント
記載する項目	<p data-bbox="1592 268 2356 449">一体的に策定することも可能</p> <p data-bbox="394 421 904 506">【感染症に係るBCP】</p> <ul data-bbox="420 506 1987 835" style="list-style-type: none">① 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)② 初動対応③ 感染拡大防止体制に確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有) <p data-bbox="394 863 904 949">【災害に係るBCP】</p> <ul data-bbox="420 949 2356 1378" style="list-style-type: none">① 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)② 緊急時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)③ 他施設及び地域との連携

2-3-ア 業務継続計画（BCP）の策定 【全サービス共通】 3/5

2. 定期的な研修及び訓練の実施

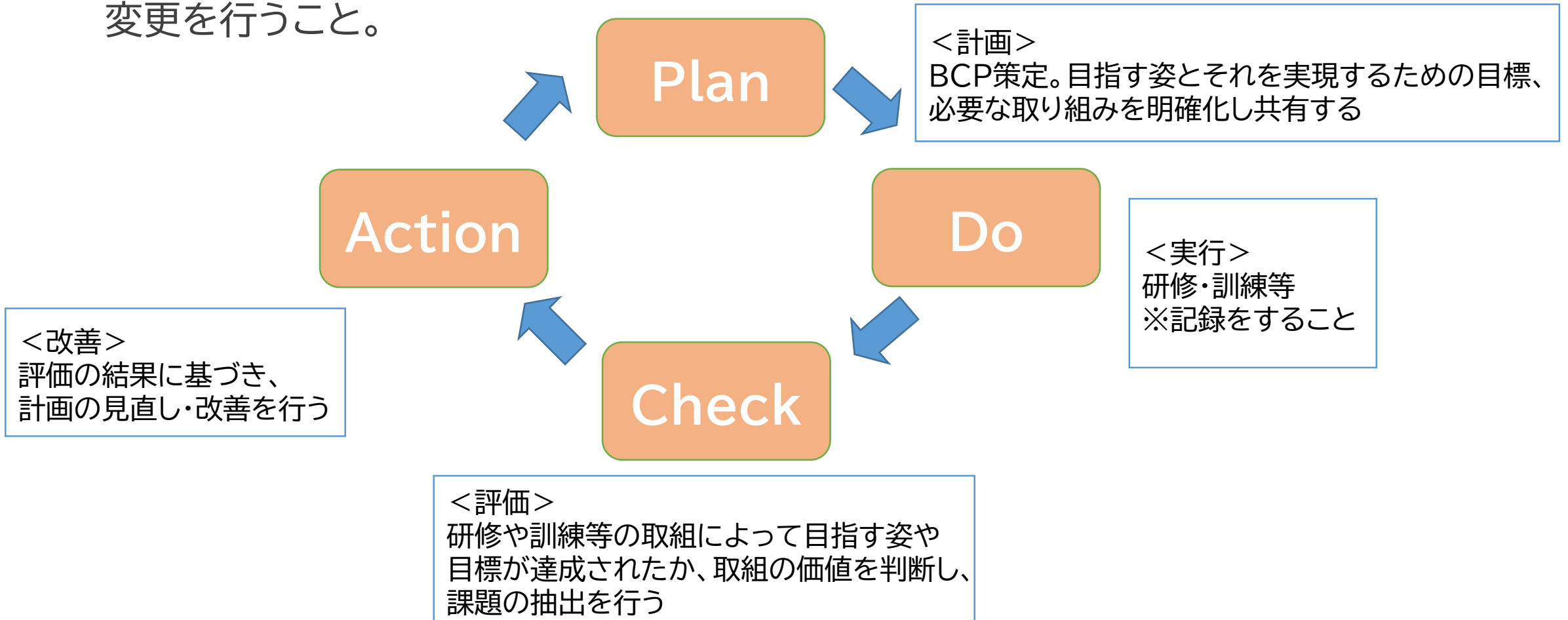
	主なポイント
研修	<ul style="list-style-type: none">① 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。② <u>定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に実施することが望ましい。研修の実施内容は記録すること。</u>③ 感染症のBCPに係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止に係る研修と一体的に実施することは差し支えないこと。
訓練	<ul style="list-style-type: none">① <u>事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施すること。訓練の実施内容についても記録すること。</u>② 感染症のBCPに係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することは差し支えないこと。③ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせること。

2-3-ア 業務継続計画（BCP）の策定

【全サービス共通】

3. 定期的なBCPの見直し

訓練や研修での課題等も踏まえて、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

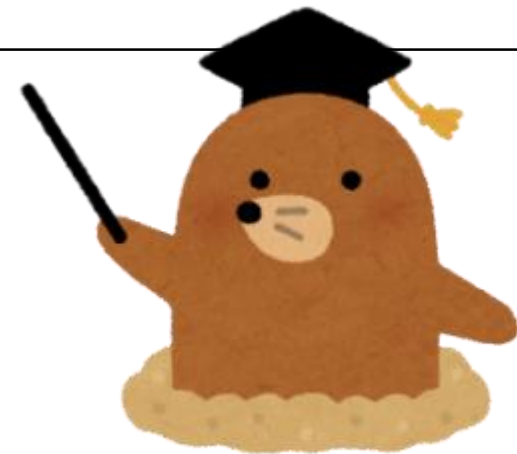


2-3-ア 業務継続計画（BCP）の策定 【全サービス共通】 5/5

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
八王子市	BCP(業務継続計画について)	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html
厚生労働省	介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/douga_00002.html

厚生労働省のホームページには、各サービスにおける業務継続計画の例示入りひな形や、業務継続ガイドライン、研修動画が公開されています。計画策定の際の参考にしてください。



2-3-1 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

【全サービス共通】 1/5

第2章

➤ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

～事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じることが義務付けられました。

【令和6年4月1日から義務化される事項】

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」)の開催
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施



なぜ、これらの措置が必要なのか？

⇒高齢者や特定疾病のある方が過ごす介護施設や事業所で感染症がいったん発生すると、集団発生(クラスター)となる可能性があります。

また、職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。このため、日頃から感染防止を実践する組織的な体制を整備し、適切に対応することが重要だからです。

2-3-イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

【全サービス共通】 2/5

第2章

1. 感染対策委員会の開催

主なポイント

感染対策委員会

- ① 感染症対策の知識を有するものを含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
(「感染症対策の知識を有するもの」については外部の者を含め積極的に参画を得ることが望ましい。)
- ② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めなければならない。
- ③ 感染対策委員会は定期的（おおむね6月に1回以上）開催し、その結果を従業者に周知すること。
(感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じ随時開催する。)

- 感染対策員会はテレビ電話等を利用して行うことも可能です。その際は本項目の最後に案内するリンク集掲載のガイドライン等を遵守してください。



2-3-1 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

【全サービス共通】 3/5

第2章

2. 指針の整備

主なポイント

記載する項目

- ① 平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。
平常時：事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等。
発生時：発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村等関係機関の連携、行政等への報告等。
- ② 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記すること。



指針の各項目の記載内容の例については、本項目の最後に案内するリンク集掲載の手引きを参照してください。

2-3-イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

【全サービス共通】 4/5

第2章

3. 研修及び訓練の実施

	主なポイント
研修	<p>① 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うこと。</p> <p>② <u>定期的（年1回以上）</u>な教育を開催するとともに、<u>新規採用時には別に実施することが望ましい</u>。研修の実施内容を<u>記録</u>すること。</p> <p>（研修の実施は、 ※厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えない。）</p>
訓練	<p>① 発生時の対応について、<u>訓練を定期的（年1回以上）</u>に実施すること。 （訓練においては、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの研修等を実施すること。）</p> <p>② 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせること。訓練の実施内容は<u>記録</u>すること。</p>

2-3-1 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

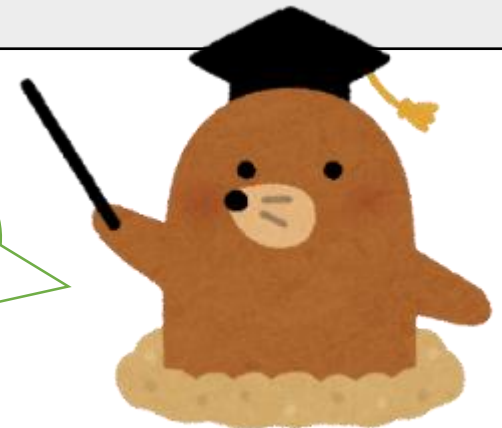
【全サービス共通】 5/5

第2章

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報 の適切な取扱いのためのガイド ンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関する ガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	介護現場における感染症対策の手引 き	https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf
厚生労働省	介護保険サービス従業者のための感 染対策に関する研修について	https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf (研修のお知らせ(その3))

参考にしてください



2-3-ウ 虐待の防止【全サービス共通】 1/7

➤ 虐待の発生又は再発の防止

～事業者は、高齢者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、以下の虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

【令和6年4月1日から義務化される事項】

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」)を定期的に開催し、その結果を周知すること
2. 虐待防止のための指針を整備すること
3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと
4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

「虐待防止のための研修」(年1回以上&新規採用時)について、八王子市は令和3年度から既に義務化されています。

1. 虐待防止検討委員会

	主なポイント
虐待防止検討委員会	<ul style="list-style-type: none">① 管理職を含む幅広い職種で構成し、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。② 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、定期的に行うこと。 (事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。)

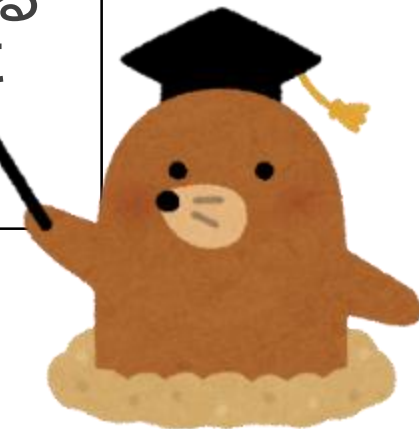
- 当該委員会は、他の会議体と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者との連携により行うことも可能です。
- 当該委員会はテレビ電話等を利用して行うことも可能です。その際は、感染対策委員会と同様にガイドライン等(最後のページにリンクを掲載します。)を遵守してください。

1. 虐待防止検討委員会

	主なポイント
委員会で検討すべき内容	<ul style="list-style-type: none">① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

1. 虐待防止検討委員会

- 検討して得た結果(事業所における虐待に対する体制、再発防止策)は従業者に周知徹底を図る必要があります。
一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個々の状況に応じて慎重に対応することが重要です。
- 小規模事業所であっても、虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にし、規模の大小に関わらず、委員会・研修を定期的に実施してください。



2. 虐待防止のための指針の整備

	主なポイント
盛り込む項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方 ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

	主なポイント
虐待防止検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① ここまでの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置すること。 (虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。)

4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

	主なポイント
運営規程に記載する項目	① 組織内の体制 (責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等) ② 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法 等

【記載例】

(虐待防止に関する事項)

第●●条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号における措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

通常、運営規程の変更については、高齢者いきいき課への届出が必要となっておりますが、虐待の防止に関する事項の追加に関しては、**届出は不要**となっております。

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に 関するガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html (第6.0版)
厚生労働省	高齢者虐待防止の基本	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf

以上で虐待防止について
の解説を終わります。



2-3-エ 認知症に係る基礎的な研修※ 1/4

【全サービス共通】

認知症に係る基礎的な研修 ※ 訪問入浴以外の訪問系サービス、福祉用具、居宅介護支援を除く
従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

【令和6年4月1日から義務化される事項】

1. 医療・福祉関係の資格を有さない従業者への認知症介護基礎研修の受講

なぜ、研修の受講が必要なのか？

介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していくため。

本研修は2015年に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」にもとづき、認知症の方の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現を目指し創設されました。



2-3-エ 認知症に係る基礎的な研修 【全サービス共通】 2/4

1. 認知症介護基礎研修の受講

	主なポイント
受講対象者について	<p>① 受講の対象となる者は、以下の資格を<u>有さない者</u></p> <p>(准)看護師、介護福祉士、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、はり師、きゅう師若しくは介護支援専門員又は実務者研修、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修課程、訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修若しくは認知症介護指導者研修修了者等</p> <p>② 新卒採用、中途採用を問わず事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さないものに限る)については、採用後1年を経過するまでに受講しなければならない。</p>



従業員が保有している資格について、いまいちどご確認ください。

2-3-エ 認知症に係る基礎的な研修 【全サービス共通】 3/4

1. 認知症介護基礎研修の受講

令和6年度(2024年度)の研修については、4月頃に案内を通知する予定です。
市のホームページや、ケア倶楽部をご確認ください。



2-3-エ 認知症に係る基礎的な研修

【全サービス共通】 4/4

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
厚生労働省	認知症施策推進大綱	https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf
厚生労働省 他	認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)	https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf
八王子市	認知症介護研修	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ninntisho/jigyousyanokathe/p026464.html
社会福祉法人東北 福祉会	認知症介護研修とは	https://kiso-elearning.jp/what-kiso/

以上で認知症に係る基礎的な研修についての解説を終わります。



2-3-オ 栄養管理 1/3

【対象サービス：介福、地密介福、老健、医療院】

▶ 栄養ケア・マネジメントの充実

栄養ケアマネジメントの取組を一層強化する観点から、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

【令和6年4月1日から義務化される事項】

入所者の栄養管理について、管理栄養士が入所者の栄養状態に応じて、計画的に行う。

注意

- ▶ 栄養士のみが配置されている施設・医療院や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設・医療院については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行わなければならない。
- ▶ その際、質の担保を図るために、協力する旨の契約書や覚書等の取り決めをすることが必要。



2-3-オ 栄養管理 2/3

【対象サービス：介福、地密介福、老健、医療院】

1. 管理栄養士が行う栄養管理について

管理栄養士、歯科医師、看護師、
介護支援専門員等

主なポイント

栄養管理の手順

- ① 入所時に栄養状態を把握し、医師等多職種^{（注）}の者が共同して入所者ごとの**栄養ケア計画を作成する**。栄養ケアの作成にあたっては、施設サービス計画との整合性を図る。
（栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画に記載することも可）
- ② 栄養ケア計画に従い、**管理栄養士が**栄養管理を行うとともに、入所者の**栄養状態を定期的に記録する**。
- ③ 栄養ケア計画の進捗状況を**定期的に評価**し、必要に応じて当該計画を**見直す**。

実務手順、様式等についての詳細は、次スライドのリンクを参照してください。

栄養管理に係る減算

栄養管理について、基準を満たさない場合は、**1日につき14単位を所定単位数から減算する**。

2-3-オ 栄養管理 3/3

【対象サービス：介福、地密介福、老健、医療院】

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
厚生労働省	介護保険最新情報 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の揭示について	https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf



以上で、栄養管理に係る
減算についての解説を
終わります。

2-3-カ 口腔衛生の管理 1/3

【対象サービス：介福、地密介福、老健、医療院】

口腔衛生の管理

入所者の口腔衛生の管理について、手順が定められました。

【令和6年4月1日から義務化される事項】

入所者の口腔衛生の管理について、管理体制を整備し、計画的に管理を行う



- ✓ 基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、手順を決め計画的に行う。
- ✓ 実務手順、様式等についての詳細は、本項目最後のスライドのリンクを参照してください。

2-3-カ 口腔衛生の管理 2/3

【対象サービス：介福、地密介福、老健、医療院】

1. 入所者の口腔衛生の管理について、管理体制を整備し、計画的に管理を行う

主なポイント

口腔衛生管理の 手順

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る**技術的助言及び指導を年2回以上**行う。
- ② ①の助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の**口腔衛生の管理体制に係る計画を作成**するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直す。
 - ア 助言を行った歯科医師
 - イ 歯科医師からの助言の要点
 - ウ 具体的方策
 - エ 当該施設における実施目標
 - オ 留意事項・特記事項当該管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることも差し支えない。
- ③ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る**技術的助言及び指導又は②の計画に関する助言又は指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯**に行う。

2-3-カ 口腔衛生の管理 3/3

【対象サービス：介福、地密介福、老健、医療院】

<参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
厚生労働省	介護保険最新情報 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について	https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf



以上で、口腔衛生の管理
の解説を終わります。

第3章. 指定介護機関に関する検査結果等について

最後に
指定介護機関
について
説明します。

【参考】

八王子市では、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けている場合には、介護サービス事業所への実地検査だけでなく、指定介護機関への実地検査も実施します。



掲示の義務について【指定介護機関】

↓ 掲示例

- 事業所に「生活保護指定（介）」の標示を掲示すること。

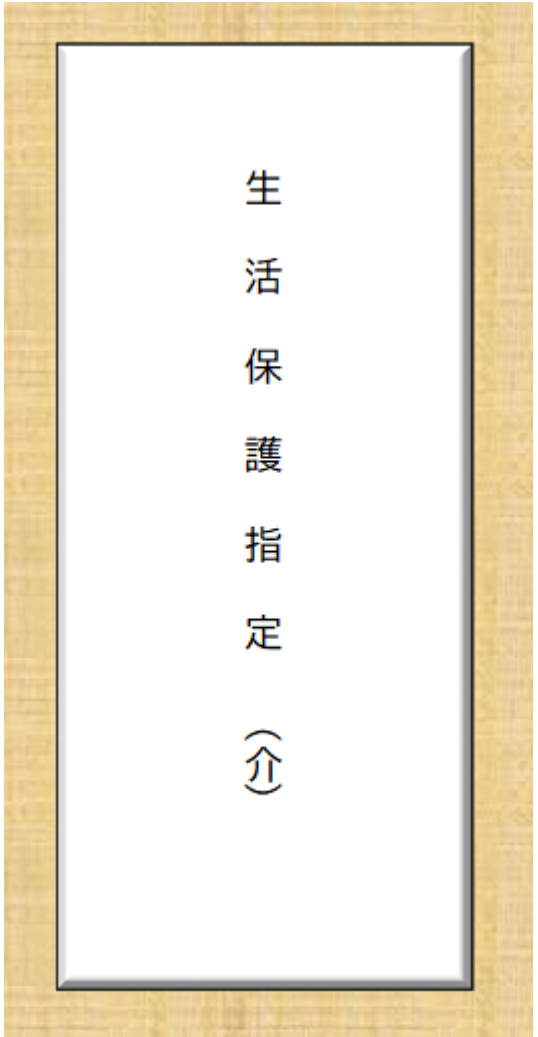
【指導事例】

業務を行う場所の見やすい箇所に、生活保護法施行規則様式第三号の標示（縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度の規格）を掲示していない。

根拠法令等

【指定介護機関】

生活保護法施行規則第13条
生活保護法施行規則様式第三号(第13条関係)



生
活
保
護
指
定
（
介
）

令和5年度(2023年度)介護サービス事業者等 (施設系)に対する集団指導は以上となります。

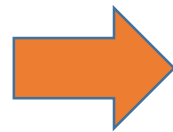
最後に、ケア倶楽部で公開しているアンケートへの回答をお願いいたします。

※集団指導開催期間中での回答をもちまして、受講完了とさせていただきます。

【アンケート回答方法】

ケア倶楽部による回答

【介福】 / 【特養】
【地密介福】 / 【地密特養】
【老健】
【医療院】
【GH】
【特定施設】
【ショート】
【ショート療養】



ユーザー名: [プレビューモード] ログイン: [] 退席: []

八王子市 ケア倶楽部 文字サイズ 標準 拡大

ホーム お知らせ アンケート Q&A コーリ設定

ホーム / アンケート

アンケート

タイトルで絞り込む
(キーワードを入力)

ステータス絞り込み
● すべて
未回答のみ

条件クリア Q 検索

詳細については、実施通知等をご確認ください。

【アンケート回答方法】

メールによる回答

【養護】

【有料】 → 【特定施設】として指定を受けている施設については、【特定施設】としてケア倶楽部で回答してください。

詳細については、実施通知等をご確認ください。

ありがとう
ございました。

